

<報道発表資料>

カテゴリー：県政一般

令和7年7月18日

参議院議員通常選挙の投票に当たっての注意事項について

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の投票に当たっての注意事項は次のとおりです。

貴重な一票、棄権することなく是非投票してください。

記

1 投票のできる人は

満18歳以上（平成19年7月21日までに生まれた人）の日本国民で、かつ「県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人」です。

「県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人」とは、原則として令和7年4月2日以前から、引き続き県内の市区町村の住民基本台帳に記載されている人となります。

2 投票の時間は

投票の時間は、午前7時から午後8時までです。ただし、次の投票所では投票所を閉じる時刻を繰り上げていますので御注意ください。

秩父市

第9～12投票所	1時間繰り上げ（午後7時まで）
第16投票所	1時間繰り上げ（午後7時まで）
第19投票所	1時間繰り上げ（午後7時まで）
第22～24投票所	1時間繰り上げ（午後7時まで）
第25～28投票所	2時間繰り上げ（午後6時まで）
第29～32投票所	1時間繰り上げ（午後7時まで）

比企郡ときがわ町

第 1 ～ 7 投票所 1 時間繰り上げ（午後 7 時まで）

秩父郡長瀬町

第 1 ～ 5 投票所 1 時間繰り上げ（午後 7 時まで）

秩父郡小鹿野町

第 1 ～ 4 投票所 1 時間繰り上げ（午後 7 時まで）

第 5 ～ 9 投票所 2 時間繰り上げ（午後 6 時まで）

第 10 投票所 3 時間繰り上げ（午後 5 時まで）

秩父郡東秩父村

第 1 ～ 5 投票所 1 時間繰り上げ（午後 7 時まで）

児玉郡神川町

第 10 投票所 1 時間繰り上げ（午後 7 時まで）

3 投票に当たっては

- （１）投票用紙は２種類あり、その色は次のとおりですので間違いのないようにしてください。

選挙の種類	投票用紙の色	印刷の色
参議院選挙区選出議員選挙	クリーム色	黒
参議院比例代表選出議員選挙	白	赤

- （２）参議院選挙区選出議員の選挙においては、「候補者の氏名」を書いてください。

また、参議院比例代表選出議員の選挙においては、「参議院名簿登載者の氏名」又は「参議院名簿届出政党等の名称又は略称」を書いてください。

- （３）参議院選挙区選出議員の選挙の改選定数は４人です。また、参議院比例代表選出議員の選挙においては、政党等が優先的に当選人となるべき候補者として区分して名簿に掲載できる特定枠制度が導入されています。

4 その他

- (1) 投票所へ行くときは、入場券を忘れずにお持ちください。万一、入場券を紛失したときなどは、投票所の係員にその旨を申し出てください。本人であることが確認できれば、入場券がなくても投票できます。
- (2) 病気やけがなどで自書することができない方は、代理投票ができますので投票所の係員に申し出てください。代理投票したい旨を申し出ると、2人の補助者が指定されます。そのうちの一人が申し出た本人の指示により、候補者の氏名を記載して、別の一人が立ち会います。
- (3) 目の不自由な方は点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。